



## (監理団体許可の申請を検討されている皆様へ)

**技能実習制度に基づく監理団体の新規許可の申請は令和8年9月30日までに**行うようお願いします。

令和9年4月1日から、育成就労法が施行され、技能実習制度にかわる新たな制度である育成就労制度が始まります。

このため、技能実習制度に基づく**監理団体の新規許可の申請を行う場合は、令和8年9月30日までに**お願いします(※)。

また、技能実習制度に基づく監理団体の許可を受けていたとしても、育成就労法に基づく監理支援機関にはならないため、育成就労外国人の受入れはできません。新たに育成就労法に基づく監理支援機関の許可を受ける必要があります。

令和8年10月1日以後に技能実習制度に基づく監理団体の許可申請をお考えの場合は、育成就労法に基づく監理支援機関の許可申請をご検討ください。

(※) 育成就労法の施行直前の令和9年3月31日まで技能実習制度に基づく監理団体の許可申請は可能ですが、**令和8年10月1日以後に申請いただいた場合**、審査に一定の期間を要すること等から、技能実習法の終了時期である令和9年3月31日までに審査を終了させることができず、結果、**技能実習制度に基づく監理団体の許可ができない可能性が高くなります**ので、予めご了承ください。

(※) なお、令和8年9月30日までに申請いただいたとしても、**提出書類に不備があった場合**には審査に加えて不備を解消するための期間も要すること等から、令和8年10月1日以後に申請いただいた場合と同様、技能実習法の終了時期である令和9年3月31日までに審査を終了できず、結果、**技能実習制度に基づく監理団体の許可ができない可能性が高くなります**ので、予めご了承ください。

<本件に関するお問い合わせ先>

外国人技能実習機構本部審査課

電話：03-6712-1923

